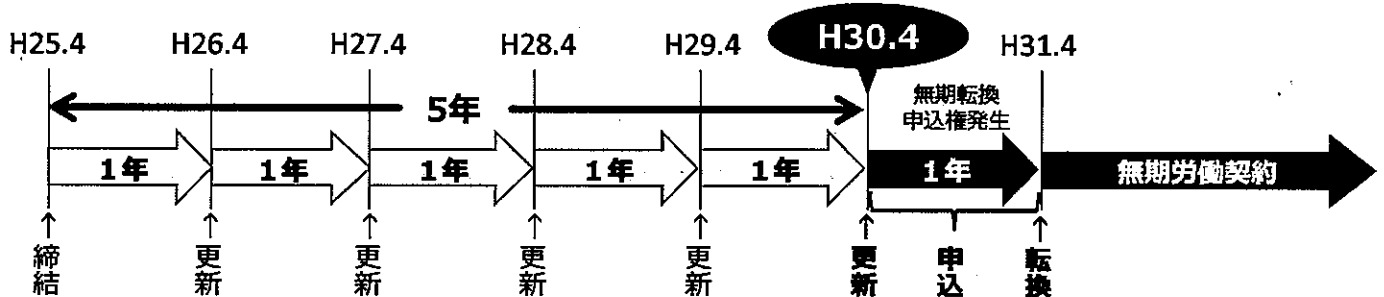


安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条；平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

お困りの場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

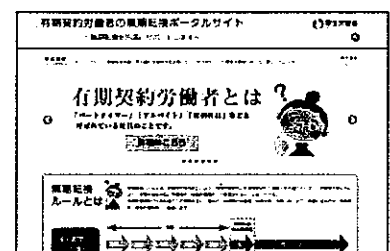
くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



無期労働契約転換申込書

_____ 殿

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 _____ 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

_____ 殿

受理日 平成 年 月 日

職氏名 _____ 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。

居宅介護支援事業所の特定事業所加算について

(介護支援専門員実務研修等の実習協力体制)

【概要】

特定事業所加算の算定要件として、平成28年度の「介護支援専門員実務研修受講試験」の合格発表の日(※1)から、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが必要となっています。(※1 平成28年11月22日)

○「協力又は協力体制を確保している」とは

現に研修における実習等の受け入れが行われていることに限らず、受け入れが可能な体制が整っていることをいいます。

特定事業所加算の算定事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受け入れを行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすることが必要です。

○長崎県の取扱について、

研修実施機関である長崎県介護支援専門員連絡協議会と事業所とで「介護支援専門員実務研修実習委託契約書」を締結することで、実習への協力又は協力体制が整っているということとします。

実習の質の確保や内容の平準化のため、契約書を締結する前提要件として、見学実習の受け入れに関する指導者研修を受講する必要があります。

○加算の届出の添付書類

初めて事業所加算を申請する場合は、契約書の写しを添付することになりますが、契約した翌年以降に加算届を提出をする場合は、契約(更新)の写しを添付してください。

また、研修を受けた職員が辞めたなどの場合でなくなった場合は、加算の要件をみたしていないこととなりますので、再度、加算届を提出してください。

契約手続きについては、長崎県介護支援専門員連絡協議会へお尋ねください。

【指導者研修・契約締結等に関するお問合せ】

特定非営利活動法人 長崎県介護支援専門員連絡協議会

TEL:095-893-6152

特定事業所集中減算に係る届出書の提出について（H 2 9 年度）

1 判定期間等

【前期】

判定期間：平成29年3月1日～平成29年8月31日

提出期限：平成29年9月15日（金）※当日消印有効

減算期間：平成29年10月1日～平成30年3月31日

【後期】

判定期間：平成29年9月1日～平成30年2月28日

提出期限：平成30年3月15日（木）※当日消印有効

減算期間：平成30年4月1日～平成30年9月30日

※ 提出期限を過ぎた場合は、正当な理由がある場合でも減算の対象となりますのでご注意ください。

2 提出先

〒850-8570

長崎市江戸町2-13

長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班

(TEL 095-895-2436)

3 様式等

長崎県ホームページに掲載

[ホーム](#) > [分類で探す](#) > [福祉・保健](#) > [高齢者・介護保険](#) > [介護保険事業者の諸手続き](#)
> 特定事業所集中減算関係

4 その他留意事項

(1) 今回の提出によって「減算なし→減算あり」又は「減算あり→減算なし」に変更となる場合は、併せて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の提出が必要です。

(2) いずれかのサービスについて紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、「正当な理由」の有無に関わらず提出が必要となります。

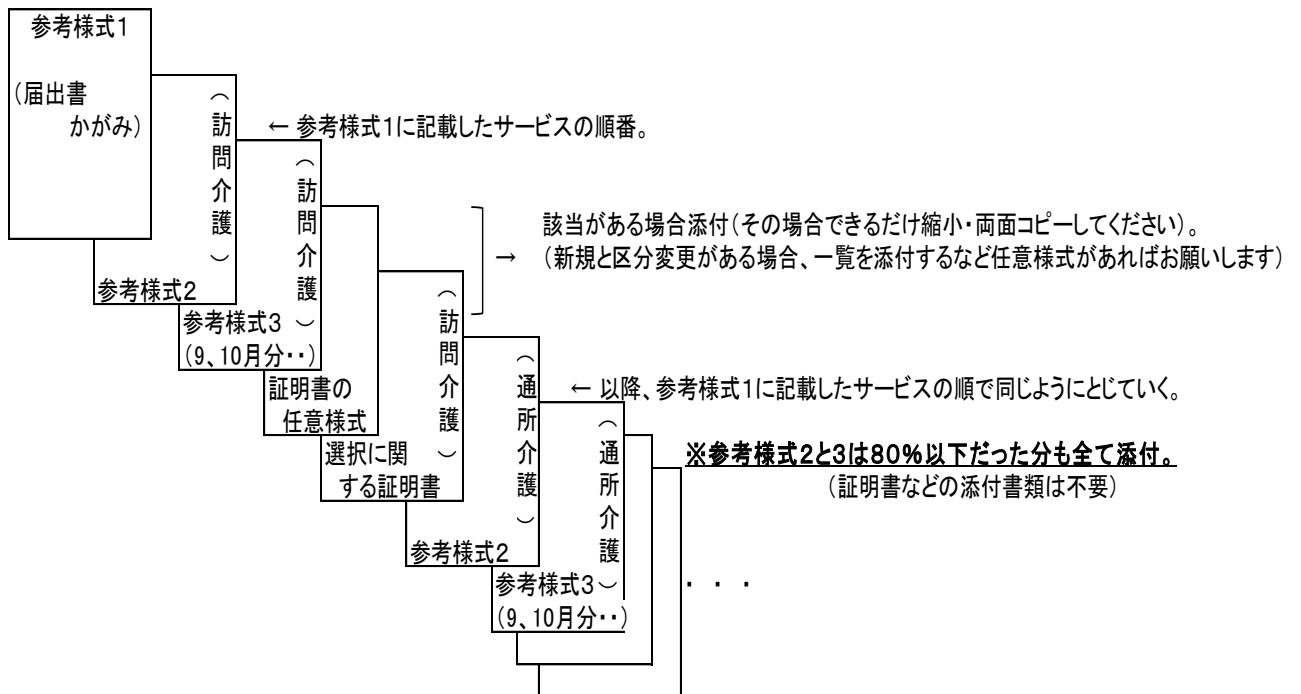
その場合、利用のあったサービスについては、80%を超えていないものも全て記載してください。

(3) 80%を超えたサービスがなかった場合についても、各事業所において当該書類

を作成し、5年間保存してください。

(4) 書類の作成、提出にあたっては、HP掲載の記載例及び下記をご確認ください。

【 作成例 】



「地域共生型社会」の実現に向けた取組の推進について

○「地域共生社会」とは

- 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

○「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 厚生労働省では、平成29年2月7日に「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）を取りまとめた。（「別添1」参照）
- 「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として、次の4つの柱を掲げている。
 - （1）地域課題の解決力の強化
 - （2）地域丸ごとのつながりの強化
 - （3）地域を基盤とする包括的支援の強化
 - （4）専門人材の機能強化・最大活用

○「地域課題の解決力の強化」について

- ①住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実 を改革の骨格としている。
- これらを実現するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法を改正。

○「地域を基盤とする包括的支援の強化」について

- 地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することを目指す。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

別添1

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：**全面展開**

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

平成28年度実地指導概要

(介護保険事業関係)

平成29年8月

目次

	頁
1. 実地指導の実績	1
2. H28年度文書指摘の概況.	1
3. H28年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）	2
4. H28年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所）	3
5. 文書指摘の主な事項（年度別）	4
6. 文書指摘事項の具体的内容	5
7. 介護報酬の返還状況（H13年度～H28年度）	8

1. 実地指導の実績

区 分	実地指導対象数	実地指導数	実施率(%)
介護保険事業	2,430	626	25.8
施設サービス事業	128	44	34.4
居宅サービス事業	1,307	361	27.6
介護予防サービス事業	995	221	22.2

(注1) 実地指導対象数は、平成28年3月31日現在

(注2) 居宅介護支援事業所は居宅サービス事業に含めている。

2. H28年度文書指摘の概況

区 分	介護保険施設・事業所
実地指導施設・事業所	626
文書指摘施設・事業所	50
指摘率(%)	8.0
指摘件数	113

3. H28年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所			
	施設サービス	居宅サービス (介護予防含む)	計	指摘率 (B/A)
実地指導対象施設・事業所	128	2,302	2,430	
実地指導施設・事業所 A	44	582	626	
文書指摘を受けた施設・事業所 B	4	46	50	8.0
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	割 合
	件	件	件	%
【人員に関する基準】	1	15	16	14.2
【設備に関する基準】	0	0	0	0.0
【運営に関する基準】	5	72	77	68.1
【介護給付費の算定及び取扱い】	3	17	20	17.7
合 計	9	104	113	100.0

4. H28年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所			
	施設 サービス	居 宅 サービス (介護予防含)	計	指摘率 (B/A)
実地指導対象施設・事業所	128	2,302	2,430	
実地指導施設・事業所 A	44	582	626	
文書指摘を受けた施設・事業所 B	4	46	50	8.0
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	割 合
【人員に関する基準】	1	15	16	14.2
①職員の不足、必要な資格がない など	1	15	16	
【設備に関する基準】	0	0	0	0.0
①設備、居室、病室などの不備	0	0	0	
【運営に関する基準】	5	72	77	68.1
①内容・手続きの説明・同意が不十分	0	7	7	
②サービス提供の記録などの不備	0	2	2	
③利用料の受領に関する不備	0	0	0	
④サービスの取扱方針の不備・不 徹底など	1	13	14	
⑤運営規程の不備	0	6	6	
⑥勤務体制の確保が不十分など	1	10	11	
⑦重要事項等の掲示が不十分	0	1	1	
⑧衛生管理が不十分	1	8	9	
⑨個人情報取扱いの不備など	0	5	5	
⑩苦情解決体制が不十分など	0	0	0	
⑪事故発生時の対策が不十分	1	4	5	
⑫非常災害対策の不備	0	6	6	
⑬その他	1	10	11	
【介護給付費の算定及び取扱い】	3	17	20	17.7
【その他】	0	0	0	
合 計	9	104	113	100.0

5. 文書指摘の主な事項（年度別）

【施設及び居宅サービス事業所】

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	前年度比
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	(%)
実地指導対象施設・事業所	2,969	2,965	2,989	2,430	81.3
実地指導施設・事業所 (A)	643	665	647	626	96.8
文書指摘を受けた施設・事業所 (B)	161	128	136	50	36.8
指摘率(B/A)	25.0%	19.2%	21.0%	8.0%	38.1
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	前年度比
1. 人員に関する基準	61	76	67	16	23.9
① 職員の不足、必要な資格がないなど	61	76	67	16	23.9
2. 設備に関する基準	10	8	4	0	0.0
① 設備、居室、病室などの不備	10	8	4	0	0.0
3. 運営に関する基準	166	253	258	77	29.8
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	6	7	19	7	36.8
② サービス提供の記録などの不備	2	19	13	2	15.4
③ 利用料の受領に関する不備	0	6	0	0	-
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	55	78	123	14	11.4
⑤ 運営規程の不備	8	8	16	6	37.5
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	53	53	30	11	36.7
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	4	8	6	1	16.7
⑧ 衛生管理が不十分	6	15	22	9	40.9
⑨ 個人情報取扱いの不備など	16	27	19	5	26.3
⑩ 苦情解決体制が不十分など	2	5	6	0	0.0
⑪ 事故発生時の対策が不十分	1	5	2	5	250.0
⑫ 非常災害対策の不備	4	4	0	6	-
⑬ その他	9	18	2	11	550.0
4. 介護給付費の算定及び取扱い	41	39	46	20	43.5
合 計	278	376	375	113	30.1

6. 文書指摘事項の具体的内容

(1) 介護保険施設の指摘事項

本県が所管する介護保険施設は、介護老人福祉施設63、介護老人保健施設36、介護療養型医療施設29の計128施設であり、28年度に実地指導した施設数は44（実地指導率34.4%）です。このうち文書指摘した施設数は4（指摘率9.1%）です。

指摘件数は9件で、内訳は運営に関する基準関係で5件、介護給付費の算定及び取扱い関係で3件、人員に関する基準関係で1件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

〔運営に関する基準〕

- ・褥瘡予防対策指針、事故発生防止指針の内容に不備がある（指針の内容が実態と相違している。）
- ・勤務表が適正に作成されていない（職員の記載漏れ、兼務関係や常勤・非常勤の別が記載されていない）。

〔介護給付費の算定及び取扱い〕

- ・栄養マネジメント加算の算定に関し、モニタリングが適正な間隔で実施されていない。
- ・療養食加算の算定において、対象とならない者について誤って算定していた。

〔人員に関する基準〕

- ・栄養士が配置されていない。

(2) 居宅サービス（介護予防を含む）事業所の指摘事項

本県が所管する居宅サービス事業所は、訪問介護207、訪問入浴介護10、訪問看護43、通所介護333、通所リハビリテーション108、短期入所生活介護98、短期入所療養介護61、特定施設入所者生活介護31、福祉用具貸与60、福祉用具販売60、居宅介護支援事業所296の計1,307事業所、また、介護予防サービス事業所は、訪問介護203、訪問入浴介護9、訪問看護43、通所介護329、通所リハビリテーション107、短期入所生活介護95、短期入所療養介護60、特定施設入所者生活介護30、福祉用具貸与59、福祉用具販売60の計995事業所、合計2,302事業所であり、平成28年度に実地指導を行った事業所数は582（実地指導率25.3%）です。

このうち文書指摘した事業所数は46（指摘率7.9%）です。

指摘件数は104件であり、内訳は人員に関する基準関係で15件、運営に関する基準関係で72件、介護給付費の算定及び取扱い関係で17件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

〔人員に関する基準〕

（訪問介護）

- 訪問介護員の員数が常勤換算で2.5人以上配置されていない。
- 常勤専従のサービス提供責任者が配置されていない。

（通所介護）

- 生活相談員がサービス提供時間を通じて配置されていない。

（短期入所）

- 短期入所生活介護（単独事業所）において、常勤の看護職員が配置されていない。

（居宅介護支援）

- 居宅介護支援において、介護支援専門員の更新漏れ。
- 居宅介護支援において、常勤の介護支援専門員が配置されていない。

〔運営に関する基準〕

（共通）

- 日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を記載した勤務表が作成されていない。また、併設の有料老人ホーム等の勤務時間と明確に区分されていない。
- 個人情報の使用同意を得ていない。
- 従業者に対し、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じていない。（守秘義務の誓約書等の徴取）
- 管理者が、従業者の管理や業務の実施状況等の管理を適切に行っていない。

（訪問介護）

- 訪問介護計画書について、利用者の同意が得られていない。また、交付していない。
- 訪問介護計画書が作成されていない。

（通所介護等）

- 消防計画、風水害及び地震等の災害に対処するための計画が策定されていない。
- 通所介護計画書について、利用者の同意が得られていない。また、交付していない。
- 定員を超えてサービスの提供を行っている。
- 通所リハビリテーション計画が作成されていない。

（福祉用具）

- 福祉用具貸与（販売）計画が作成されていない、同意が得られていない、交付していない。

〔介護給付費の算定及び取扱い〕

（共通）

- 介護職員処遇改善加算について、県に届け出を行わないまま加算の算定を行っている。

（訪問介護）

- 訪問介護において、サービス提供責任者が所定の資格要件を満たしていないにも関わらず減算せずに介護給付費の請求を行っている。

(通所介護)

- 常勤専従の機能訓練指導員が配置できていないのに、個別機能訓練加算Ⅰを誤って算定している。
- 個別機能訓練加算Ⅱの算定にあたり、アセスメントを行っていない。また、3か月に1回以上利用者宅を訪問していない。(居宅での生活状況を確認していない)
- 利用者の家族が送迎を行っているが減算を行っていない。
- 定員超過しているにも関わらず減算を行っていない。

(居宅介護支援)

- 居宅介護支援において、月1回以上の訪問(面接)を行っていない、モニタリングの記録がないにも関わらず減算を行っていない。

7. 介護報酬の返還状況(H13年度～H28年度)

	事業所数	介護報酬返還額（千円）
13年度	18	31,499（内、加算額 3,325）
14年度	23	75,418（内、加算額 15,962）
15年度	55	52,442（内、加算額 5,074）
16年度	92	125,721（内、加算額 782）
17年度	209	67,637（内、加算額 0）
18年度	127	111,543（内、加算額 2,719）
19年度	62	18,284（内、加算額 0）
20年度	54	11,984（内、加算額 0）
21年度	39	7,140（内、加算額 0）
22年度	69	14,781（内、加算額 210）
23年度	35	63,270（内、加算額 12,361）
24年度	34	7,967（内、加算額 745）
25年度	43	106,298（内、加算額 2,388）
26年度	25	26,143（内、加算額 0）
27年度	20	10,301（内、加算額 0）
28年度	12	7,503（内、加算額 0）
計	917	737,931（内、加算額 43,566）